

脱炭素先行地域推進事業費補助金（自家消費型再エネ等設備）

よくある質問 Q&A

【用語の定義について】

1. 「脱炭素先行地域」とは何ですか？

環境省が公募している「脱炭素先行地域」は、2050年カーボンニュートラル（二酸化炭素（以下「CO₂」という。）の排出量と吸収量を均衡させること）の実現に向け、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う「CO₂排出」の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減についても、国全体の2030年度目標（温室効果ガス排出量を2013年比で46%削減）と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域のことです。

選定された地域には、国より「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」（上限50億円）が交付されます。当市もこの交付金を活用しつつ、山形町外への波及「脱炭素ドミノ」に貢献できるよう、いち早く山形町内の脱炭素実現に向けて取り組んでいきます。今回の補助事業については、この国の交付金を活用します。

2. 太陽光発電システムとは何ですか？

太陽光発電とは、太陽光をソーラーパネル（太陽電池モジュール）に当てることにより電力に変換する方法です。天候に左右される部分もありますが、発電時にCO₂等の大気汚染物質を排出しないクリーンなエネルギーです。

3. 蓄電池システムとは何ですか？

蓄電池とは、太陽光発電等で発電した電気を蓄えておくことができるシステムです。雨天・夜間や停電等の災害時に蓄えた電気の自家消費が可能です。

なお、今回の補助金では、平常時にも充放電を繰り返し行う「据置型（定置型）」機器が対象です。停電時のみに利用する非常用予備電源は補助対象となりません。

4. 民生部門とは何ですか？

民生部門の対象については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」（令和4年3月）に則しており、「家庭部門」と「業務その他部門」に分けられます。

「家庭部門」は、家庭におけるエネルギー消費に伴う排出です。

また、「業務その他部門」は、事務所、ビル、商業、サービス施設等のエネルギー消費に伴う排出です。

なお、自動車等（家庭や事業所の敷地外で利用される輸送機関）による人、物の輸送、運搬に消費するエネルギーは、民生部門ではなく、運輸部門として扱います。

- ・ 民生部門⇒家庭部門 ……住宅
業務その他部門…第1次、第2次産業の事務所等
第3次産業（通信、商業、不動産、サービス業等）
- ・ 産業部門⇒第1次産業、第2次産業（製造業、農林水産業、鉱業、建設業等）
- ・ 運輸部門⇒旅客部門（乗用車やバス等）
貨物部門（陸運や海運、航空貨物等）

5. 需要家とは何ですか？

本事業により導入した再エネ等設備により創られた再エネ電気を消費する主体をいいます。

6. 補助事業者とは何ですか？

本補助事業を活用して久慈市から交付決定を受けた申請者をいいます。

7. 自家消費率とは何ですか？

需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（業務用：50%、家庭用30%）以上とする必要があります。この割合を自家消費率としています。

【事業全般について】

1. 事業の目的は何ですか？

当市では、環境への負荷が少ない再エネ等設備の導入促進を目的に補助金を交付します。

当市は、令和4年11月1日に環境省より「第2回脱炭素先行地域」に選定され、環境省に提出した計画提案内容（取り組み）の一つとして、民生部門への再エネ等設備の導入促進を図るものです。

2. 補助事業の支援メニューを教えてください。

以下のとおりです。

再エネ等設備の区分	補助金の額
太陽光発電システム	補助対象経費の合計額又は太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値容量に25万円/kWを乗じて得た額のいずれか低い額の3分の2に相当する額以内の額。ただし、パワーコンディショナーの定格出力の合計値に対する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値の割合は194%以下であること。
蓄電池システム	蓄電池システムの補助対象経費の合計額又は蓄電池システムを構成する蓄電池の蓄電容量に24.2万円/kWhを乗じて得た額のいずれか低い額の4分の3に相当する額以内の額

なお、CO2排出削減について普及段階にあり、かつ確実にCO2排出削減が見込めるものが対象となり得ます（研究開発・実証要素の強い設備は対象となりません）。また、ペロブスカイト太陽電池については、一部、初期社会実装段階ではありますが、本補助事業では対象外になります。

3. 申請に必要な書類を教えてください。

以下のとおりです。

- ・ 脱炭素先行地域推進事業費補助金（自家消費型再エネ等設備）交付申請書
- ・ 再エネ等設備を設置しようとする施設等の位置図及び設置予定箇所の写真
- ・ 再エネ等設備を構成する機器の型式、出力等が確認できる書類の写し。また、保護継電器や逆潮流制御等により逆潮流を行わない場合は単線結線図等の保護リレー

の設置や逆潮流制御が確認できる書類の写し。

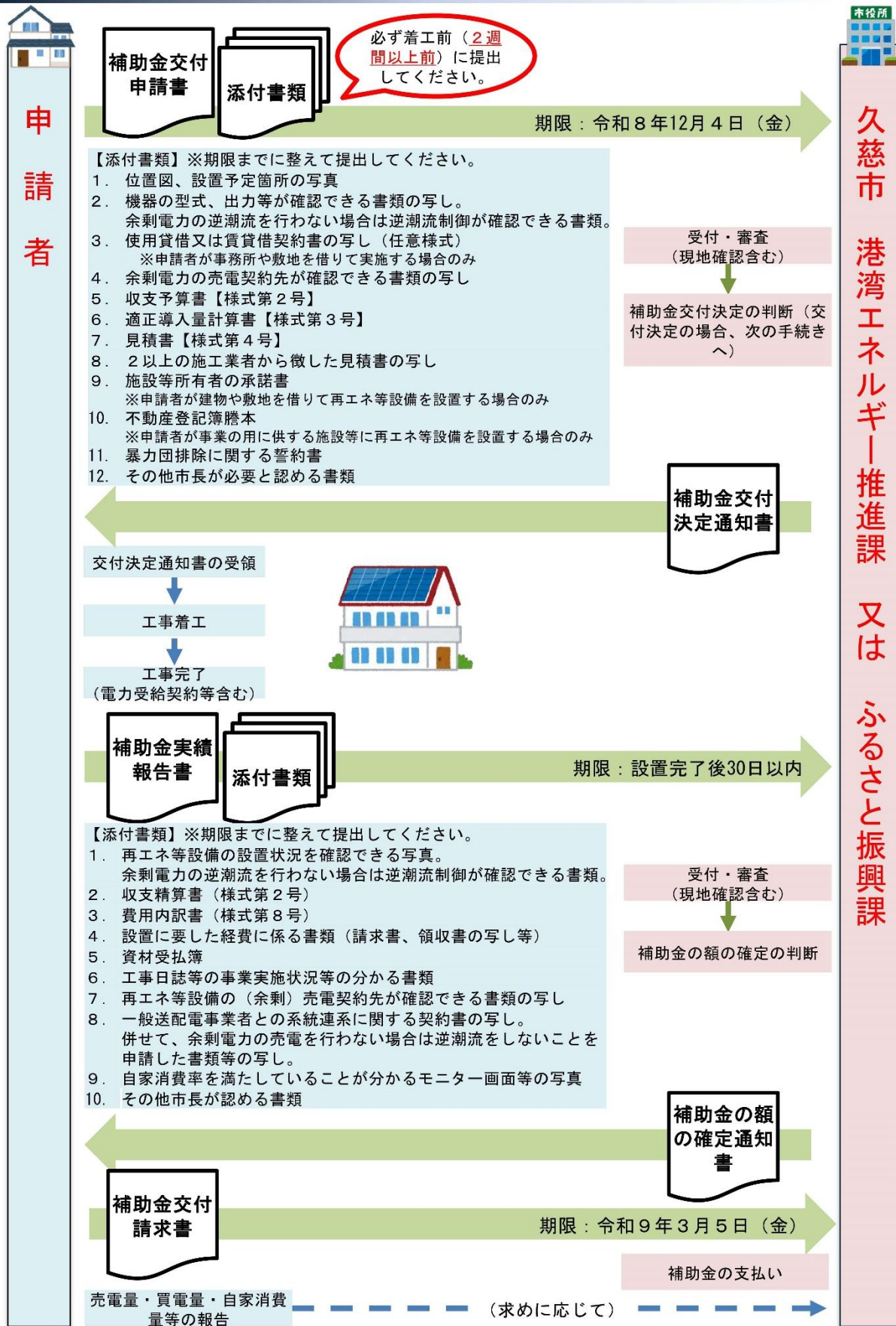
- ・ 使用貸借又は賃貸借契約書の写し（申請者が建物や敷地を借りて再エネ等設備を設置する場合のみ）
- ・ 再エネ等設備で発電した電力のうち余剰電力についての売電契約先が確認できる書類の写し
- ・ 収支予算書
- ・ 適正導入量計算書
- ・ 再エネ等設備の設置に要する費用の内訳が記載された見積書
- ・ 2以上の施工事業者から徴した見積書の写し（なお、再エネ等設備の設置工事を依頼する施工事業者については様式第4号の提出で構いません。）
- ・ 施設等所有者の承諾書（申請者が建物や敷地を借りて再エネ等設備を設置する場合のみ）
- ・ 不動産登記簿謄本（申請者が事業の用に供する施設等に再エネ等設備を設置する場合のみ）
- ・ 暴力団排除に関する誓約書
- ・ その他市長が必要と認める書類

なお、各1部を提出してください。

4. 申請から補助金交付までの流れ、必要書類及び募集期間について教えてください。

補助金申請の流れについては、大まかに以下のとおりとなります。詳細については交付要綱等をご覧ください。

手続きの流れ



5. 交付決定の通知を受けた後、いつから発注・契約等を進めて良いですか？

補助事業者は、交付決定日以降に事業を開始することが可能となります。久慈市における公募開始以降、交付決定前までの期間に電機工事業者、メーカー等（以下「施工業者等」という。）と発注及び契約締結に向けた準備行為（見積合わせ等）を行うことは認められますが、発注又は契約を締結するにあたっては、当該発注・契約の締結日が交付決定日以降となるようにお願いします。交付決定日以前の経費については、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。

6. 他の補助金等との併用は可能ですか？

本補助金と、国からのその他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に掲げる補助金等及び第4項に掲げる間接補助金等）を、同一の設備に対し重複する形で併用することはできません。

また、久慈市が交付している「自家消費型再エネ発電システム導入促進事業補助金」や「脱炭素先行地域推進事業費補助金（第三者所有型再エネ等設備）」との併用は不可になります。

7. 既に実施中の事業に追加する形で本補助事業を活用したいが、対象になりますか？

事業の実施量が適切であることを示した上で、今後の事業展開等について詳述し、すでに実施されている事業に対し、さらに支援をする必要性が妥当な場合は、対象となり得ます。なお、その場合も、既に実施された事業に対して補助金を交付することはできません。また、CO2 排出削減効果については、本補助事業と既実施事業の明確な切り分けが必要です。

8. この補助事業の期限はいつまでですか？

令和5年度～令和9年度の間の実施を予定していますが、事業の進捗状況や予算の状況により期間終了が前後する可能性があります。

9. 応募の受付数に上限がありますか？

国の交付金を活用するため、毎年度（4月～翌3月）の交付できる額は限りがあります。毎年度、先着順により受付した申請内容を審査し、交付決定を行い、各年度の予算上限に達すると、以降の申請は受付できなくなりますので、お早めに申請をお願いします。

また、交付申請された方により交付額も変わりますので、「年間何件まで受付可能」と申し上げることはできません。申込みが予算に達した場合は、ホームページ等でお知らせします。

10. 補助金を申請しようとしたのですが、予算上限に達したとのことで、申請できませんでした。すでに各システムの設置工事は完了しましたが、来年度に改めて申請することは可能ですか？

すでに設置工事が完了した各システムについては補助対象経費として認められません。必ず、着工前に申請してください。また、各年度の予算には限りがあるため、計画的に申請をお願いします。

11. 申請書の提出窓口はどこになりますか？

久慈市「企業立地港湾部 港湾エネルギー推進課」又は「山形総合支所 ふるさと振興課」が窓口となります。

また、先着順での受付のため、ご足労おかけしますが、港湾エネルギー推進課（久慈市役所3階）又はふるさと振興課（山形総合支所1階）に直接お越しいただき、提出をお願いします。郵送や電子での申請は受け付けていませんのでご了承ください。なお、不備なく書類が整った状況で受付になります。事前確認はメールで受け付けますので、データを送付してください。

どうしても直接お越しいただくことが難しい場合は、事前にご相談ください。

【問い合わせ先】

港湾エネルギー推進課（脱炭素先行地域担当）

TEL :0194-52-2369

メール:sangyou@city.kuji.iwate.jp

ふるさと振興課（脱炭素先行地域担当）

TEL :0194-72-2111

【補助対象について（共通）】

1. 「山形町内に住所を有する」とはどのような方を指しますか？

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により久慈市の住民基本台帳に山形町の住所として記録されている方とします。

2. 再エネ等設備やエネルギーマネジメントシステムを導入する場合に気を付けることはありますか？

IP通信を用いる製品を使用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）によるセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）において、★1以上の適合ラベルを取得した製品を使用するよう努めてください。

3. 対象システムの増設や更新の場合は申請できますか？

増設や更新も対象となり得ます。

ただし、既存システムを更新する場合には、既存システムの廃棄及び解体工事等にかかる費用は補助対象になりません。撤去に係る工事費と設備導入に係る工事費とは切り分けた上で、後者のみを計上してください。

4. 中古で購入した事務所等にすでに機器が設置されています。補助の対象となりますか？

補助対象外です。中古の事務所の場合、新設又は更新するものであれば対象となり得ます。

5. 譲り受けた機器等、中古品等の設置も補助の対象となりますか？

補助対象外です。未使用かつ購入品が対象となります。

6. 売電を目的とした再エネ等設備の導入事業は対象となりますか？

FIT制度及びFIP（フィードインプレミアム）制度による売電を行うことはできません。また、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度の活用はできません。

本事業は、自家消費型の再エネの自立的な普及を促進することを目的とした事業です。まずは適正規模の発電設備の導入を検討いただき、蓄電を含め自家消費ができない余剰電気が発生した場合に、小売電気事業者との個別契約において価格等を決定し、売電をすることは可能です。

7. 消費税は補助対象経費の対象となりますか？

補助対象外です。

8. 施工業者等による代理申請はできますか？

原則として、申請者本人に提出（市役所に持参）いただくこととなります。難しい場合は、施工業者等申請者本人以外の提出も認めますが、申請代行費用等は補助

対象外となりますので、ご注意ください。

9. 交付申請時、また実績報告時に必要な添付書類はなんですか？また、全て揃える必要がありますか？

基本的に、全て揃えていなければ受付できません。必要書類の詳細は「交付要綱」をご覧ください。

提出が難しい書類等については、別途、久慈市港湾エネルギー推進課(0194-52-2369)又はふるさと振興課(0194-72-2111)までご相談ください。

10. 市からの交付決定前に、設置工事を進めてもよいですか？

原則、交付決定後に設置工事を行っていただくこととなります。ただし、やむを得ない事情のため事前に着工を行いたい場合、事前に、久慈市港湾エネルギー推進課(0194-52-2369)又はふるさと振興課(0194-72-2111)までご相談ください。

事前着工は可能ですが、交付決定を受けるまでの期間(交付決定がされなかった場合も含む)に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承いただいた上で、当該事業の着工をお願いします。

11. 工事日程やシステム、補助対象設備等に変更がある場合どうすればよいですか？

当初の交付申請内容に変更が生じる場合は、あらかじめ変更等承認申請書を提出いただき、市より承認を受ける必要があります。

ただし、軽微な変更については、変更等承認申請書の提出は必要ありません。事業完了後の実績報告書に、変更箇所・内容等を記載した理由書(様式自由)を添付の上で報告をお願いします。

12. 補助事業の「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指しますか？

「軽微な変更」とは、補助対象経費の20%以内の変更であり、かつCO2排出削減効果に著しい影響を及ぼす恐れのない変更であり、以下の2点に該当する場合を指します。

- ・事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より効果的に事業目的達成に資するものと考えられる場合
 - ・事業目的及び事業能率に関係が無い事業計画の細部の変更である場合
- なお、変更する必要性が生じ、ご不明な点がある場合は、久慈市へご相談ください。

13. 災害(雷・ひょう・洪水・火災等)により太陽光パネルが破損しました。修理が不可能なため処分したいのですが。

状況により対応が異なりますので、久慈市港湾エネルギー推進課(TEL:0194-52-2369)までお問い合わせください。

14. 太陽光発電システムを設置したいのですが、反射する光で近隣住宅から苦情が来ませんか？

太陽光は、季節や時間帯における太陽の高さや角度により、光が反射する方向も変わります。一般的には、特に北側面に太陽光パネルを設置すると、効率が大幅に落ちるうえ、太陽の入射角とパネル角度により地表方面への反射が起こりやすいため、注意が必要です。

補助事業者の責任において、当該課題に対処いただく必要があります。施工業者等にて、設置した際の詳細な反射等のシミュレーションも行っていますので、詳細は施工業者等へご相談ください。

15. 冬になると雪が積もってしまい発電できなくなりませんか？

短時間の降雪であれば融雪も早いため大きな問題はありませんが、本格的に積雪があると、太陽光パネルが雪に覆われて発電ができなくなります。

なお、太陽光パネルの傾斜角や設置位置にもよりますが、傾斜角がある屋根上に設置していれば、パネル上はガラス面のため通常よりも滑りがよく落雪しやすくなります。早い段階で太陽光パネルが出やすいという利点もある一方、雪の滑りが早くなるため、落下が想定される近辺の構造物や植栽、車、隣接地の方への配慮や、雪止め柵の設置等も考慮する必要があります。逆に角度が浅いと、雪が溜まり、溶けにくく固まってしまう可能性もあります。

メーカーでは積雪量に応じた太陽光パネルや架台、推奨傾斜角度が用意されていますので、詳しくは施工業者等へお問い合わせください。

16. 国立公園内に設置したいと思いますが制限はありますか？

国立公園内での工作物等の設置は、区分ごとに行為規制が課せられます。そのため、設置の可否や設置が可能である場合、景観に配慮した配色、高さ等、設置ごとに環境省への確認が必要となります。詳しくは久慈市港湾エネルギー推進課（TEL:0194-52-2369）までお問い合わせください。

17. 自家消費する電力量について要件を満たさなかった場合等、補助金返還等の措置があり得ますか。

補助事業者には、設備導入後その年度末までの期間及び補助事業完了後の17年間、毎年度、久慈市長に対し売電量、買電量、自家消費率等について報告を行っていただきます。その際、住家の用に供する施設等にあつては再エネ等設備で発電する電力量の30パーセント以上（事業の用に供する施設等にあつては50%以上）の自家消費率から著しく乖離がある場合は、まずは補助事業者にその原因分析をしていただき、理由によっては補助金を返還していただくこともあり得ます。

18. 補助事業終了後の取得財産の管理について、留意点は何ですか。

補助事業者は、市の補助金交付規則に基づき、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければなりません。補助事業の完了後においては、善良な管理者の注意を

もって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ってください。
これらの規定に従っていただけない場合、補助金の返還が必要になることがあります。

19. 実績報告の際に添付する「設置状況を確認できる写真」はどのようなものが必要ですか？

再エネ等設備の設置状況等が明確にわかる写真が必要です。なお、画像が不鮮明など、設置状況や設置機器の内容が確認できない写真は受付できませんので、ご注意ください。

20. 事業完了後に求められる「売電量、買電量、自家消費率その他これに類するデータの提出」はいつまで求められますか？

実績報告時に添付書類として提出していただく特定の1日の数値だけではなく、法定耐用年数期間中は、当該補助金を活用して導入した再エネ等設備で発電して消費した電力量に関して、本Q&A【用語の定義について】問7に示す自家消費率を維持していただく必要があります。自家消費率の維持については、本事業の交付申請時、様式第1号により誓約いただいた上で当該補助金に申請していただくこととなります。

以上の自家消費率の維持に関する誓約を踏まえ、環境省への実績値の報告等を目的として、市長の求めに応じ、市へデータの提出を行っていただきます。

21. 導入した再エネ等設備について、処分（廃棄等）制限・期限はありますか？

法定耐用年数に基づきます。令和8年4月現在の法定耐用年数において、設置日から起算して太陽光発電は17年、据置型（定置型）蓄電池は6年が処分制限期間となり、その間は廃棄や譲渡等の処分はできませんのでご注意ください。なお、状況に応じて処分期間が異なる可能性もあります。

やむを得ず処分する場合は、事前に市長の承認を受けていただくこととなります。場合により、補助金を返還いただく可能性もあります。

22. 事務所を売却し、転出（転居）・移転します。設備はどうしたら良いですか？

再エネ等設備の経過年数や処分理由等により異なります。久慈市港湾エネルギー推進課（TEL:0194-52-2369）までお問い合わせください。

場合により補助金を返還いただく可能性もあります。

23. 補助対象外にしなければならない経費の具体例を教えてくださいませんか？

補助対象外経費の例は次のとおりです。

このほか、事業の実施にあたり本例示にない経費の取扱いは、久慈市港湾エネルギー推進課（TEL:0194-52-2369）までお問い合わせください。

- ・ 市が補助対象外と判断した機器、設備、構造物、基礎工事などの費用
- ・ 補助金の交付の決定が行われる前に発生した経費（事前調査費など）

- ・ 本補助金の申請手続きにかかる費用（補助金コンサルタントへの委託費など）
- ・ 電力会社や所轄の消防署などへの申請、届出、登録などの費用
- ・ 再エネ等設備の保守管理にかかる費用、設備を稼働させるのに必要な費用、数年で定期的に更新する消耗品（例：消火器）
- ・ パワーコンディショナー、蓄電池などの保証料（■年保証の費用など）、データ計測などのための通信料（通信回線の使用料など）
- ※ 太陽光発電システムや据置型（定置型）蓄電池の見積書に含まれることが多いので、注意すること。やむを得ず見積書で保証料やデータ通信料の経費の切り分けができない場合は補助対象経費とすること（パワーコンディショナーや蓄電池などを補助対象外経費にすると、補助金が発生しなくなってしまうため）。その場合でも、当市から経費の切り分けを求める場合があるので、その場合は対応すること。
- ・ 予備の設備の費用、将来的な設備の更新（交換・リプレース）にかかる費用
- ※ 見積書に数年後の設備の交換費用を計上する場合も、数年後の設備の交換費用は補助対象外経費とすること。
- ・ 玄関などに設置して、CO2 削減量などを表示する普及啓発用のモニター、ケーブルなど
- ※ ただし、CO2 削減量の実績値の把握に必要な、太陽光発電システムの発電電力量などの計測機器と連動するデータ計測用のモニター、ケーブルは補助対象。
- ・ 補助事業と直接関係の無い電気工事費やキュービクルの費用
- ・ 浸水被害の対策のための費用
- ・ 既存設備の解体・撤去・移設にかかる費用、補助事業と直接関係の無い工事で発生した残土の処理費用（処分費・運搬費）
- ・ 草刈りの費用、そのままでは工事ができない土地の整地にかかる費用、砂利などを敷き詰めるための費用、盛り土や土壌改良にかかる費用
- ・ 実証段階や研究開発段階のもの（市場で取引された実績の無い製品）
（ペロブスカイト太陽電池については、本補助事業では対象外）
- ・ 販売事業者や工事会社などへの振込手数料
- ・ 補助事業の実施中に発生した事故や災害の処理に要する経費

など

【補助対象について（太陽光発電システム）】

1. 補助対象者を教えてください。

補助対象者は、市税を滞納していない者であって、以下のいずれかに該当する方です。

- 山形町内に所在する施設等に自らが居住し、又は居住しようとする者であって、当該施設等に再エネ等設備を設置しようとするもの
- 山形町内に事業の用に供する施設等（第一次産業及び第二次産業に関連する工場、畜舎等を除く。）を有し、当該施設等に再エネ等設備を設置しようとする者

2. 太陽光発電システムの「システム価格」要件について、詳細を教えてください。

「システム価格（円/kW）（単位出力当たりの価格）」が25万円/kW（消費税抜きベース）を上限として補助対象となります。

なお、事業全体の費用効率性（交付限度額を法定耐用年数の累計CO2削減量で除した値）が25万円/t-CO2を超える部分については、個別の交付対象事業の交付率等によらず交付対象事業費から除外します。

太陽電池出力（kW）は、電池モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値と、パワーコンディショナーの定格出力合計値の低い方で、kW単位の小数点第3位を切り捨てた数値を用いてください。

3. 複数年度の事業計画で交付申請することは可能ですか。

単年度の事業計画が補助対象になります。

4. 太陽光発電システムを設置したいが、設置予定の施設の耐震診断は補助対象となりますか。

耐震診断は、施設の安全性の確認が目的であることから補助対象外です。

5. 設備をリースやPPA（電力購入契約、第3者モデル）により導入することは可能ですか。

本事業においては、リースやPPAによる設備導入はできません。

6. 本事業に何度でも申請できますか？

当該メニューを活用しての補助金交付については、1電力契約において1回限りです。1年目に太陽光発電システム、2年目に蓄電池システム設置等の複数年の活用はできません。

7. 山形町外に居住していますが山形町へ転入予定です。補助金は利用できますか？

民生家庭部門における施設を対象に交付申請をする場合、実績報告書の提出時点までに山形町へ転入することを条件に交付申請が可能です。

8. 太陽光発電システムを申請者の所有する敷地以外の場所に設置して自営線で電力

供給することを想定していますが、申請は可能ですか。

本補助事業の対象となる申請者以外が所有している敷地を借りていることが分かる書類（賃貸借契約書、承諾書等）を添付する場合に、本補助事業の対象になり得ます。なお、各種法令や制度を遵守いただくとともに、電気保安管理をしっかりといただいております。

9. 賃貸借や使用貸借、共同所有の事務所にシステムを設置する場合も補助の対象となりますか？

補助対象になり得ます。

施設等の所有者の承諾書（様式第5号）を提出いただく必要があります。

10. 大家や管理会社が「アパート」や「マンション」にシステム設置を行う場合はどうしたらいいですか？

大家・管理会社等の所有者側が設置する場合の「アパート」や「マンション」については、需要家の自家消費率の把握が可能な場合に限り補助対象となり得ます。

なお、導入した発電システムで求められる「自家消費率」は、「30%」ではなく「50%」になりますのでご注意ください。不明点は別途ご相談ください。

11. 太陽光発電システム、蓄電池システムが附属している建売住宅の購入を検討しています。補助対象になりますか。

太陽光発電システムの整備が補助対象になりますので、太陽光発電システム、蓄電池システムが附属している建売住宅の購入は補助対象外になります。

12. 既存事務所の屋根部に太陽光発電システムを設置しようと思いますが、施工業者等より屋根の補強が必要との話がありました。屋根の補強も補助対象となりますか？

補助対象外です。

13. 店舗兼住宅に1基のシステム設置を行う場合はどうしたらいいですか？

店舗兼用住宅（建物内で行き来ができる）、店舗併用住宅（建物内で行き来ができない）とも電力契約での判断になります。

電力契約が1契約の場合、「一般住宅」ではなく、「事務所」として申請してください。その際、求められる「自家消費率」は、「30%」ではなく「50%」になりますのでご注意ください。

また、電力契約が住宅部と店舗部で別れており、それぞれ別にシステムを設置する場合は、どちらも補助対象になり得ます。不明点は別途ご相談ください。

14. 二世帯住宅（敷地内で建物が分かれている場合も含む）等で、どちらにもシステムの設置を行う場合、二世帯分として補助金活用は可能ですか？

電力会社の契約が世帯ごとで分かれていることを条件として、それぞれの世帯で

システムを設置し、独立した形態である場合は補助対象になり得ます。

なお、一方の世帯の方が二世帯分を申し込むことはできません。各世帯の方が申請をお願いします。

15. 建材一体型太陽光発電システムを導入する場合に気を付けることはありますか？

屋外に設置する太陽光発電システムについては、「建築基準法施行令」第 83 条から第 88 条までを遵守し、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」第 4 条に定めるところにより、風圧力、自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して、耐え得る構造であることを確認してください。

16. 補助対象経費のうち、例えば、太陽光発電システムと据置型（定置型）蓄電池システム間を結ぶ配線については、「太陽光発電システム」もしくは「据置型（定置型）蓄電池システム」、どちらの経費とすればよいでしょうか？

重複して計上できないため、太陽光発電システムに係る補助対象経費として計上してください。

17. 実績報告書に添付する「自家消費率を満たしていることが分かるモニター画面等の写真または数値を出力した資料等」はどのようなものが必要ですか？

システムを設置して運用開始後、実績報告書の添付書類として提出をお願いします。システム設置後、特定の 1 日の数値で良いので、自家消費率が分かるデータを提出してください。施設等に設置する発電モニター画面等の撮影や、WEBサイトのデータを紙に出力いただくなど、形式は自由ですが「発電量」と「自家消費量」のデータを必ず提出してください。そこから、「自家消費率（＝自家消費量÷発電量×100※小数点以下切り捨て）」が算出可能となります（自家消費率の表示があれば、併せて提出してください）。

なお、モニター等にて「自家消費量」のデータが存在しない、表示できない等があれば、「発電量」と「売電量」のデータは必ず提出してください（「発電量－売電量＝自家消費量」を算出し、そこから自家消費率を算出します）。

また、太陽光発電システムを今回の補助金にて設置した場合（増設・更新含む）は、上記で説明した実績報告提出時の一度限りのデータ提供だけではなく、市長の求めに応じ継続的にデータ把握が必要となるため、月ごとのデータの提供を年 1 回お願いすることとなります。

【補助対象について（蓄電池システム）】

1. 蓄電池のみの導入は補助対象となりますか。

蓄電池のみの導入は、補助対象外です。自家消費・地産地消で電気を効率的に活用する目的で、かつ、再エネ等設備導入の妨げとなっている課題に適切に対応するために必要であることについて合理的な説明があつて、太陽光発電システムと併せて導入する場合のみ補助対象となり得ます。

なお、本補助事業で導入する蓄電池システムは、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金による事業の一環として実施している製品登録公募において、登録済、かつ、公表されている製品であることにご留意願います。

2. 蓄電池のシステム価格要件等について、詳細を教えてください。

蓄電池システム費用は、蓄電池本体、蓄電池制御装置（対象蓄電池に付随するものに限る。）、計測・表示装置（対象蓄電池に付随するものに限る。）、対象蓄電池を収納する外箱、コンテナ等の合計により算出ください。

3. 蓄電池システムの補助率、上限の算定方法について、詳細を教えてください。

本算定方法については、様式第4号に必要事項を記載すると算定可能となるよう数式を設定しています。

4. 発電量等を計るための計測器等の購入は補助対象となりますか。

計測器が発電システム等、エネルギー起源CO₂の排出削減に直接資する設備及びその付帯設備専用のデータを計測の対象としている場合は、補助対象となり得ます。

5. 設置後にFIT制度（固定価格買取制度）、FIP制度（フィードインプレミアム制度）を取得しようと考えていますが、補助金の活用は可能ですか？

FIT制度・FIP制度を取得または取得予定の場合、補助対象外です。

6. 据置型（定置型）蓄電池システムを設置予定ですが、すでに設置している太陽光発電システムで発電した電気はすべて電力会社に売電しており、停電等の災害時のみの蓄電用として設置を考えています。補助の対象となりますか？

補助対象外です。平常時から充放電を繰り返し行う「据置型（定置型）」の蓄電池システムの設置が補助対象になり得ます。

7. 蓄電池に危険性はないですか？火災のリスクはありますか？

蓄電池として一般的に活用されているリチウムイオン電池に関しては、経年劣化や衝撃などによって火災につながるケースも考えられます。製品の選択にあたっては、国内の安全規格であるS-JET認証（電気用品安全法を補完し、電気製品のより安心安全のための第三者認証制度）を取得している製品などを検討することも重要

です。

8. 冬期間、雪が降っても蓄電池の性能は低下しませんか？

低温になることで蓄電池の性能は低下します。製品の選択にあたっては、蓄電池の性能の低下を防ぐために屋内設置が可能な製品を選択することも考えられます。

9. 蓄電池の性能はどのように確認すればいいですか？

各メーカーの発行しているカタログを確認することが考えられます。また、家庭用低圧蓄電システムのラベルの国内規格（JIS C4414）にて性能表示がされている製品であれば、性能を確認することができます。